



学校給食無償化9月まで実施へ

臨時市議会 西日土砂災害に5億2700万円

鶴岡市議会4月臨時
会が26日、開かれまし
た。

令和5年度一般会計
補正予算は、13億14

81万8千円を追加
し、予算総額を720

億1481万8千円と
します。

学校給食費の無償化
が、令和4年11月～5
年3月に続き、4月～
9月の6か月間実施さ
れます。

原油物価高騰対策
に7.5億円

補正予算のうち、原
油価格物価高騰対策関
連事業は、7億574

8万8千円です。

○住民税非課税世帯等
物価高騰対策支援金給

付事業（国）4億39

8万2千円は、住民税
非課税世帯等に対する

国の支援金（1世帯3
万円）です。

○住民税均等割のみ課
税世帯等物価高騰対策

支援金給付事業（市単）
6000万円は、国の

対象とならない住民税
均等割のみ課税世帯等
に市独自の支援金（1
世帯2万円）です。

令和4年度に国が10
万円給付した際も、市
独自に2万円を給付し
ていました。

○児童福祉施設等物価
高騰対策事業（市単）

2550万円は、保育
所等に20万円～80万
円、放課後児童クラブ

に5万円を支給し、4
年度と同様です。

○障害者施設等物価高
騰対策支援事業（市単）

3068万円、

○高齢者施設等物価高
騰対策支援事業（市単）

5728万円の2事業
は新規です。

3月議会で、坂本昌
栄議員が総括質問で、

「山形市や酒田市、天
童市では、物価高騰対
策で、介護と障害福祉
施設への補助金を創設
しており、市の支援策
が必要だ」と取り上げ
ていました。

低所得の子育て世帯
に給付金

○子育て世帯生活支援
特別給付金給付事業

（国）1億350万1
千円は、低所得の子育

新型コロナ「5類化」以降の懸念は大



△県は4
月20日、
「医療提
供体制の
『移行計
画』（5月8日から9月30日）を
策定しました。新型コロナの感染
症法上の位置づけ変更（2面別表）
を元にして、現在、荘内病院等11
医療機関で担っている294床を
104床に縮小し、それ以外の医
療機関に新たに要請することで5
36床確保する、同じく457カ
所の外来医療機関を新たに拡大し
て730カ所にする等を内容とす

るものです。人員体制や施設・設
備等の問題から、新たな医療機関
への拡大が極めて困難である事は
明白であり、医療体制が確保され
る見通しはありません。

△21日に開催された議会運営委員
会（自民8、県政クラブ4）にこ
の計画が説明され、委員外発言で、
「大きな感染拡大が予測されてい
る中で極めて重大な内容であり、
議会として緊急に審査する必要が
ある」と提起しましたが、誰も賛
同しませんでした。県議会の態度
も厳しく問われています。

（県議 関 徹）



令和5年度鶴岡市春季消防演習が23日、小真木原陸上競技場で行われ、市民文教常任委員の長谷川剛市議が来賓参加しました。

補正関連は、
5億5733
万4千円で
す。

そのうち、

西目地内土砂

災害関連は、

○地域防災対

策事業740

万円、

○災害廃棄物

処理事業2億

4950万1

千円、

○公共土木施設災害復
旧事業4000万円、
○堆積土砂排除事業2
億3000万円の4事
業です。

国保税限度額引き
上げ 共産党は反対

市国民健康保険税率
例の一部改正は、国の

地方税法施行令の一部
改正に伴い、後期支援
金分の課税限度額を2

万円引き上げ、総額を
104万円にします。

共産党市議団は、「前
年度に100万円を超
え、更なる負担増は容
認できない」として、
課税限度額引き上げに
反対しました。

「第94回メーデー

鶴岡田川地区集会」
5月1日9時30分・鶴
岡公園疎林広場

「憲法記念日街頭
宣伝行動」5月3日
13時～13時30分・パ
ル

前交差点（戦争反対・
9条守れ実行委員会）

物価高騰対策以外の

新型コロナの5類感染症への位置づけ変更について

令和5年5月8日から新型コロナの感染症法上の位置づけが2類相当から5類に変更され、季節性インフルエンザと同様の取扱いになります。



<変更のポイント>

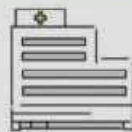
外出等の制限がなくなります



発生届や陽性者登録がなくなります



治療費に自己負担額が生じます



5月7日まで

5月8日以降

検査・外来・入院・薬の費用に関すること		
検査	公費負担	自己負担
外来医療費	公費負担（コロナ陽性診断後） ただし、初診料は自己負担	・自己負担 ・新型コロナ治療薬は9月末まで公費負担 （ラゲプリオ、パキロピッド、ソコーノなど）
入院医療費	公費負担（医療費・食事代）	自己負担 ※9月末まで高額療養費制度の自己負担限度額から最大2万円減額
外出制限等に関すること		
外出制限	外出自粛を要請	外出自粛要請はなくなります （個人の判断になります）
療養期間・待機期間	陽性者 原則7日間 濃厚接触者 原則5日間	療養期間の目安 発症後5日間 （かつ、症状軽快後24時間） ※濃厚接触者としての外出自粛は求められません
宿泊療養	宿泊療養施設を確保	外出制限がなくなるため、終了
食料支援	希望者に食料品を配達	外出制限がなくなるため、終了

※上記は、政府の最終決定を踏まえての対応となります

5月7日まで

5月8日以降

患者支援等に関すること		
相談窓口	・受診相談コールセンター ・陽性者健康フォローアップセンター	相談窓口を継続設置 （受診相談、陽性者の健康相談等）
外来医療機関	診療・検査医療機関 医療機関一覧→	外来対応医療機関 県HPで公表 医療機関一覧→ （5/8～公開）
健康観察	発生届の対象者は保健所で健康観察を実施	発生届が出されなくなるため、健康観察は終了
検査体制	・薬局等での無料検査 ・PCR自主検査センター （河北病院・荘内病院）	終了
陽性登録	発生届対象外の方の登録を受付 （自己検査・医療機関受診者）	終了
ワクチン接種に関すること		
ワクチン	希望者に接種（自己負担なし）	令和5年度は無料接種を継続 （別紙を参照） ※ワクチン接種についてはお住まいの市町村にお問合せください。
感染者の把握に関すること		
発生届	発生届を保健所に届出 （重症化リスクのある方に限定）	発生届は出されなくなります
感染者数	医療機関からの報告により全数を把握	定点医療機関の報告で感染動向を把握 週1回公表（毎日の感染者数の公表は終了）

新型コロナ総合コールセンター <5/8～運用>

☎ 0120-567-690（24時間受付）

新型コロナが疑われる場合の受診相談、自宅療養中の健康相談、後遺症に関する相談

その他の相談窓口

- こころの健康に関する相談
県精神保健福祉センター 023-631-7060
（平日9:00～12:00、13:00～17:00）
- ワクチンの副反応等に関するご相談
県ワクチンコールセンター 0120-567-690
（8:30～18:00 土日祝日も含む）
- 聴覚・言語障がいのある方のご相談
県コロナ収束総合対策室（FAX） 023-625-4294
（平日8:30～17:15）

【山形県新型コロナポータルサイト】
新型コロナに関する情報はこちらから



山形県 健康福祉部 健康福祉企画課 コロナ収束総合対策室

電話 023-630-2315 FAX 023-625-4294